

うなぎ稚魚漁業の許認可方針(素案)

(総則)

第1 うなぎ稚魚漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたっては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び大阪府漁業調整規則（令和2年大阪府規則第126号。以下「規則」という。）によるほか、この方針によって処理する。

(許可の定義)

第2 規則第4条第1項第1号で定めるうなぎ稚魚漁業は、海面及び海面に接続する河川・水路等（以下「海面等」という。）において行う次の漁業とする。

うなぎ稚魚漁業（たも網又はかご網を使用し、しらすうなぎを含む全長20センチメートル以下のうなぎを漁獲するものに限る。）

(許可の申請様式)

第3 許可の申請書の様式は、様式第13号とする。

2 申請書のほか、許可等をするかどうかの判断に関し必要と認める書類は、別表1のとおりとする。（規則第8条第2項）

(新規の許可等)

第4 公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び第2項並びに規則第11条第1項及び第2項）

(1) 制限措置の内容

- ア 許可等をすべき数 現行許可数を基本とする。ただし、令和5年度の許可数は令和4年度の特別採捕許可数のうち漁業者及び漁業従事者に対し許可した数とする。
- イ 操業区域 次表の左欄に掲げる許可申請者の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる区域とする。

申請者の区分	操業区域
(Ⅰ) 府内沿岸漁業協同組合に属する者	申請者が所属する漁業協同組合ごとに別表に定める区域
(Ⅱ) (Ⅰ)以外の者で大阪府内に住所を有する者	別表に掲げる区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択できる区域は1区域のみとし、選択した区域は漁業時期の途中で変更でき

	ない。
--	-----

- ウ 漁業時期 1月21日から5月20日まで
- エ 漁業を営む者の資格 当該漁業を営む又は営もうとする者（個人に限る。）

(2) 申請すべき期間

公示日から2か月間（閉庁日を除く。）

2 許可は、次の(1)から(4)に該当する者から順に行うものとし、公示した許可すべき数を超える場合の許可基準は、次々項に定めるとおりとする。(規則第11条第7項)。

- (1) 前年度に当該漁業の許可を受けていた者
- (2) 許可を受けようとする年度から起算して過去3ヶ年に当該漁業の許可を受けていた者（ただし、(1)の者を除く。）
- (3) 現に他の漁業を営む又は漁業に従事する者
- (4) 前各号に掲げる以外の者で、大阪府内に住所を有する者

3 令和5年度の許可にあたっては、前項(1)において「前年度に当該漁業の許可」とあるのは「令和5年5月20日の時点において、大阪府からしらすうなぎの特別採捕の許可」と読み替える。

4 公示した許可すべき数を超える場合の許可基準は、次の(1)から(7)の合計点数の上位者から順に許可するものとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第5項及び規則第11条第5項)。

- (1) 現に漁業の許可を有して操業実績がある者（7点）
- (2) 府内に住所を有する漁業者、漁業従事者（5点）
- (3) 現に大阪府から漁船登録を受けている者（5点）
- (4) 現に大阪府から漁業許可を受けている者（5点）
- (5) 他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で過去3年間の漁業日数が年間90日以上のある者（5点）
- (6) 他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で漁業日数が年間90日未満のある者（3点）
- (7) (1)～(6)以外の者でこの許可等を新たに受けようとする者（3点）

5 前項の許可基準によっても、なお許可する者を定めることができない場合、くじによる抽選を行うこととし、その方法は次のとおりとする。(規則第11条第6項)

- (1) 抽選の場所 大阪府咲洲庁舎又は大阪府漁港管理事務所
- (2) くじの対象者 公示した許可の上限数を超えた数に属する優先順位が上位の者

- (3) くじの方法
- ア 抽選の順番は先着順とする。
 - イ あらかじめ抽選箱に当選及び落選の記載がある札を入れておく。
 - ウ アにより決まった順番で抽選箱の中の札を引く。
 - エ 抽選の結果を当日抽選の場所において公表するとともに後日申請者に文書で通知する。

6 許可申請者数が公示された数に満たない場合は、近年の資源状況を考慮し、原則新たに公示しない。

(許可等の条件)

第5 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項)

- (1) 使用漁具 使用できる漁具はたも網又はかご網とし、同時に使用してはならない。
かご網は、長さ・幅・高さが1メートルを超えるものを使用してはならない。
使用するかご網にはすべて、許可番号・氏名・所属漁協を明記した別に定める名札をつけなければならない。
- (2) 操業時間 1月21日から3月20日まで 午後4時から翌日午前6時まで
3月21日から5月20日まで 午後5時から翌日午前6時まで
- (3) 許可証の携帯 操業する時には、許可証を常時携帯しなければならない。
- (4) 漁獲の停止指示 知事が漁獲の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。

(変更の許可申請)

第6 制限措置内容の変更にかかる申請書の様式は、様式第3号とする。(法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条第2項)

(各種届出)

第7 許可等の承継、失効、休業、休業中の漁業の就業に係る各届出の様式は、様式第4号から第8号までとする。(規則第3条、規則第17条第2項、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項及び規則第18条第2項、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第1項並びに規則第19条第2項)

(許可証の交付)

第8 許可証の様式は、様式第16号とする。(法第58条において読み替えて準用する法第56条第1項及び規則第24条)

(許可証の書換え交付及び再交付の申請)

第9 許可証の書換え交付及び再交付の申請書の様式は、別記様式第11号及び第12号とする。(法第58条において読み替えて準用する法第56条第2項並びに規則第27条及び第28条)

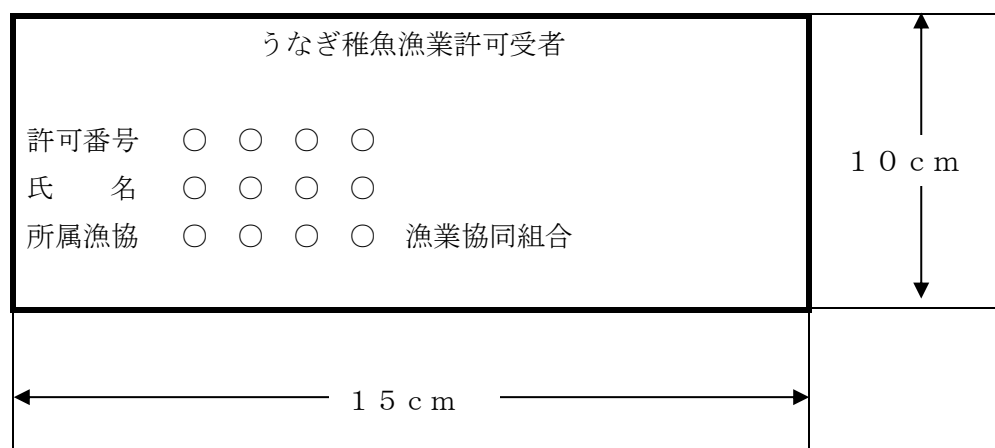
(資源管理の状況等の報告)

第10 資源管理状況の報告の様式は、様式第17号とする。(法第58条において読み替えて準用する法第52条第1項及び規則第21条第1項)

2 前項の報告は、月毎に行うものとし、1月から4月分については翌月10日までに、5月分については当月末までに必ず報告するものとする。

附則

- 1 この方針は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 許可方針第5(1)に規定する名札は次のとおりとする。



(規格) 1. 材質：プラスチック 2. 縦：10 cm 3. 横：15 cm
4. 厚さ：1 mm

別表：漁業協同組合ごとの操業区域

組合名	操業区域
大阪市・大阪住吉	長柄橋下流の新淀川から大和川に至る区域
堺市・堺市沿岸・堺市出島・堺市浜寺	大和川以南から堺市、高石市境界に至る区域
高石市・泉大津	堺市、高石市境界から大津川に至る区域
忠岡・春木・岸和田市 大阪府鱈巾着網	大津川から近木川に至る区域
北中通・泉佐野・田尻	近木川から檜井川に至る区域
岡田浦・樽井	檜井川から男里川に至る区域
尾崎・西鳥取・下荘・淡輪・深日・ 谷川・小島	男里川から大阪府と和歌山県境に至る区域

漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

大阪府知事様

住 所

氏 名

下記のとおり、うなぎ稚魚漁業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

漁業種類等

漁業種類 (地方名称)	漁業 根拠地	操 業 区 域	漁 業 時 期	使 用 漁具数	主な漁獲 物の種類
うなぎ稚魚 漁 業			1月21日から 5月20日まで	かご： たも：	うなぎ稚魚 (全長 20cm 以下の うなぎ)

(注) 操業区域には、以下の区域から 1つ選び番号を記入してください。

- 1. 長柄橋下流の新淀川から大和川に至る区域、
- 2. 大和川以南から堺市、高石市境界に至る区域、
- 3. 堺市、高石市境界から大津川に至る区域、
- 4. 大津川から近木川に至る区域、
- 5. 近木川から樫井川に至る区域、
- 6. 樫井川から男里川に至る区域、
- 7. 男里川から大阪府と和歌山県境に至る区域

使用船舶

船 名	丸	丸	丸
漁 船 登 録 番 号	OS -	OS -	OS -
総 ト ン 数	トン	トン	トン
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	機関 馬力・kW	機関 馬力・kW	機関 馬力・kW

(注) 船舶は 3 隻まで申請できます。船舶を使用しない場合は、空欄としてください。

誓約事項	私は暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。	<input type="checkbox"/>
	本申請書類に関する情報を、漁業法第 58 条において準用する法第 41 第 1 項に基づく適格性の確認のため、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>

該当する場合、□の中にレ点チェックを記入してください。

大 阪 府 知 事 様

(漁業協同組合)
住 所
名 称
代 表 職 氏 名

漁業許可申請について (副申)

標記について、当漁業協同組合所属の組合員である下記の者が うなぎ稚魚漁業 の漁業許可申請を行うことについては、異議ありません。

ご審査のうえ、許可いただきますようお願いいたします (なお、申請手数料については、申請者の依頼により、手数料の代行納付を行います)。

記

No.	組合員氏名	順位	No.	組合員氏名	順位
1	㊦		11	㊦	
2	㊦		12	㊦	
3	㊦		13	㊦	
4	㊦		14	㊦	
5	㊦		15	㊦	
6	㊦		16	㊦	
7	㊦		17	㊦	
8	㊦		18	㊦	
9	㊦		19	㊦	
10	㊦		20	㊦	

※上記の者は、本申請に係る一切の事務を _____ 漁業協同組合に委任します。

- (注) 順位には、以下のいずれかの番号を記入してください。
1. 前年度に当該漁業の許可を受けていた者
 2. 許可を受けようとする年度から起算して過去 3 年に当該漁業の許可を受けていた者 (ただし、1 の者を除く)
 3. 現に他の漁業を営む又は漁業に従事する者
 4. 1～3 に掲げる以外の者で、大阪府内に住所を有する者

売買契約証明書

年 月 日

_____ 様

上記 (許可申請者) が採捕したうなぎ稚魚を、下記のとおり購入することを証します。

買主住所 _____

代表者名 _____ 印

記

1. 品名・数量・期間について

① 品名	うなぎ稚魚
② 数量	kg
③ 期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2. うなぎ稚魚の購入目的

<p>■買主が自ら養殖する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・養殖池の所在地・養殖池の名称・養殖池の面積
<p>■買主が他へ供給する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・供給先住所・氏名又は名称

様式第 16 号 (参考様式 (うなぎ稚魚漁業))

大阪府指令水第 第	号 号		
漁 業 許 可 証			
住所			
氏名			
漁業種類等			
漁業種類 (地方名称)	操業区域	漁 業 時 期	使用漁具の 種類
うなぎ稚魚漁業		1 月 21 日から 5 月 20 日まで	
使用船舶			
船 名	丸		
漁 船 登 録 番 号	OS -		
総 ト ン 数	トン		
推進機関の種類 及び馬力数			
許可の有効期間			
年	月	日から	
年	月	日まで	
条 件 裏面のとおり			
年 月 日			
大阪府知事			印

様式第 17 号 (参考様式 (うなぎ稚魚漁業))

うなぎ稚魚漁業漁獲量報告書

年 月 日

大阪府漁業調整規則第 21 条に基づき、以下のとおりご報告します。

漁業者名		所属漁協名	
許可番号		許可期間	令和 年 1 月 21 日から 5 月 20 日まで
資源管理の取組実績			

		年 月分			
日	使用漁具	漁獲量 (g)	販売価格 (円)	操業区域	出荷先
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
月合計		操業日数	日 / 漁獲量	g / 販売価格	円

(注意事項)

- 1 ヶ月ごとに取りまとめ、1 月から 4 月分については翌月 10 日までに、5 月分については 5 月末までに必ず報告すること。
- 日をまたいで採捕を行った場合は、採捕を開始した日の欄に記入して下さい。